

ドッジ・ライン（1949年）前後での人員整理基準の比較

表1 ドッジ・ライン以前の人員整理基準

会社名	整理年月	整理の基準
帝国石油	1948.12	一、求職者及長期欠勤者（事情を勘案し得る者を除く） 二、出勤常なき者 三、業務怠慢者 四、技術劣等の者 五、業務成績あがらざる者 六、事業経営上不要と認める者 七、昭和十八年六月以降の者（但し優秀者を除く） 八、数え年五十四歳以上の者（但し優秀者を除く） 九、 秩序を紊した者 十、行動不良の者
日本ビクター	1948.1	全員応募による希望退職
日本ステンレス	1948.1	一、老齢者 二、病弱で勤務に耐えない者 三、不急不要 部門の者 四、冗員であつて配置転換の不可能な者
岩崎通信機	1946.8	一、出勤常なき者 二、生産意欲欠乏者 三、職場規律を 紊した者
	1948.9	一、出勤常なき者 二、長期欠勤者 三、生産意欲欠乏者 四、職場規律を紊した者

1

東宝	1948.4	一、老朽者（五十五歳以上） 二、不急不要の部門に属 する者 三、契約者にして契約期間の満了した者 四、嘱 託、臨時雇用者 五、病弱にして勤務に堪えない者 六、 勤務成績不良者 七、従業員として職場規律をみだす者 八、技術技能不良の者 九、 <u>右各号に抵触しないが、冗 員整理上年齢その他を考慮し、転職し易いと認めた年 少者で勤務年数の少い者</u> 十、技術者にして契約者とす る至当と認めた者 十一、その他当該部門の過剰人員で 配置転換の困難な者
小松製作所	1948.4	勤怠、勤務態度、技能等を標準とした全従業員の成績 序列表を作成し下位者を解雇
日本コランダム	1947.11	一、農村出身者で帰農可能な者 二、衆目が勤務状態不 良と認むる者
日本タイプライター	1947.10	一、老人 二、独身者 三、女子 四、素行思想の不良な 者

出所：日本経営者団体連盟（1949）『人員整理をめぐる労資問題』日本経営者団体連盟 305～306頁。
西暦表示等、一部改変して抽出

2

表2 ドッジ・ライン時の人員整理基準

会社名	整理基準発表年月	整理の基準
東芝	1949.7	(イ)技能低位の者、(ロ)職務怠慢の者、(ハ)社規を案す者、(ニ)会社業務に協力せざる者、(ホ)出勤常ならざる者、(ヘ)事故による欠勤多きもの、(ト)病気による長期欠勤者、(チ)配置転換困難なる者、(リ)業務縮少のため適当な職なきに至れる者
日電	1949.4	(1)技能低位の者 (2)出勤成績の良くない者 (3)不要不急部門の者 (4)勤続年数の少い者 (5)病弱者 (6)高齢者 (7) 其の他経営効率に寄与する程度の低い者
沖電気	1949.4	(イ)勤続年数の少いもの。(ロ)技能、業務の成績優良でないもの。(ハ)出勤成績のよくないもの。(ニ)病弱者。(ホ)冗員となり、配置転換の困難なもの。又は受入れ場所のないもの。(ヘ)不要不急部門のもの。(ト)高齢者。(チ)其の他経営効率に寄与する程度の低いもの。

3

日本セメント	1949.5	不明
大同製鋼	1949.3	イ、技能経験の浅い者 ロ、勤務状況の良くない者 ハ、 <u>勤続年数の短い者</u> ニ、不要不急部門の者 ホ、その他経営効率に寄与する程度の低い者
函館ドック	1949.4	不明
わかもと製薬	1949.5	一、老齡者、一、病弱者及び長期欠勤者、一、欠勤多き者、出欠常ならざる者、一、技能未熟と認められる者、一、勤務成績の良くない者、一、職場秩序の保持に適さない者、一、協同作業に適さない者、一、不要不急部門に属する者、一、職場の縮少又は休止による過剰人員にして配置転換困難なる者
三菱電気	1946.6	「低劣者より退職して貰うのが、企業合理化に伴う人員整理の本旨」との記述あるが、詳細不明。

出所：労働省『資料労働運動史 昭和二十四年』（労務行政研究所 1952年）より作成。

4